

法廷備品チェック表（2025.9.2実施）

参考資料

小型船舶用法定備品一覧表					
1. 一般船（（旅客定員が12名以下の船舶）（旅客船、小型漁船、小型帆船を除く））					令和6年2月現在
区分	航行区域 法定備品	平水、限定沿海 及び沿岸		沿海	備考
係船設備	係船索（ロープ）	2本		2本	---
	アンカー（いかり）	1個		1個	・①湖川港内のみを航行水域とする船舶、②渡船などで棧橋から棧橋に着ける船舶、③岸壁、棧橋に係留し錨泊の必要のない船舶及び④膨脹式ボート特殊基準適用船は不要
	アンカーチェーン又は索（ロープ）	1本		1本	
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器	右記以外	限沿5トン以上5海里超	定員の100%	*有効な信号を発信できる設備（[注6]）を備えるものは不要[注1]
		---	100%*		
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数*1*2 搭載可能な胴衣のTYPEは次のとおり ・TYPE A 4個 ・TYPE D ・TYPE B *3 ・TYPE C *3 ・TYPE E *3 ・TYPE F *3 ・TYPE G *3 *4		定員と同数 搭載可能な胴衣のTYPEは次のとおり ・TYPE Aのみ	*1 平水は小型船舶用救命クッションでもよい *2 平水は最大搭載人員を収納しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備える場合は不要[注2] *3 不沈性及びキルスイッチを有する船舶（[注3]）に限る *4 平水に限る ・「TYPE A」から「TYPE G」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE D…色の要件が省略されたもの TYPE E…色及び反射材の要件が省略されたもの TYPE F…色、笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE G…浮力がやや少ないために着やすくなっているもの
	小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮輪	1個		2個	----
	信号紅炎	---		1個	・小型船舶用信号紅炎による代替不可
	小型船舶用信号紅炎	右記以外	沿岸	---	・航行区域が川のみに限定されているものは不要 *1 有効な無線設備（[注7]）を備えるものは不要 [注2]
		1セット *1 （2個入り）	1セット （2個入り）		
	小型船舶用自己点火灯	----		1個	----
	小型船舶用自己発煙信号	----		1個	----
	小型船舶用火せん	右記以外	沿岸	2個	*有効な無線設備（[注8]）を備えるものは不要[注2]
		---	2個*		
	発煙浮信号	----		1個	----
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）	----		1個	・長さ12m未満は不要
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー（SART）又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）	----		1個	
	持運び式双方向無線電話装置	----		1個	・国際航海するものに限る ・長さ12m未満は不要
無線設備	無線電信又は無線電話	----		1個	・詳細は別表参照のこと ・長さ12m未満は不要
消防設備	小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器	2個* （1個*） （0個）		3個 （2個）	・（ ）内は船外機又は無動力船 ・無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること（この場合は1個のみ減じてよい） * 赤バケツ等を備えるものは消火器を1個減じてよい
排水設備	ビルジポンプ	----		1台	----
	バケツ及びあかくみ	各1個 消防バケツ兼用		----	・ビルジポンプを備えている場合は不要 ・無動力船、船外機船及び湖川港内のみを航行するものはバケツ（消防用と兼用可）1個でよい
航海用具	汽笛及び号鐘	各1個* 不要（5.38m）		各1個	・汽笛は全長12m未満不要 ・号鐘は全長20m未満不要 * 航行区域が湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）に限定されているものは笛でもよい

区分	航行区域		平水、限定沿海及び沿岸		沿 海	備 考
	法定備品					
航 海 用 具	音響信号器具		1 個 * 笛 1 個		1 個	・ 汽笛を備えているものは不要 * 笛でも可（操船者に救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可）
	双眼鏡		右記以外 ――	沿岸 1 個 *	1 個	* 沿岸は概ね 6 倍程度の倍率を推奨
	ラジオ		右記以外 AM / FM	沿岸 1 台	1 台	・ 中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・ 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備（〔注 9〕）を有する船舶は不要〔注 1〕
	コンパス		右記以外 ――	沿岸 1 個 *	1 個	* 自船の位置（1 秒を単位とする緯度経度）及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要
	船 灯	マスト灯 *1 *3 *5	1 個 *2 *8 停泊灯兼用		1 個	*1 全長 7 m 未満かつ速力 7 ノット以下のものは第二種白灯以上（停泊灯の兼用可）1 個でよい *2 夜間航行が禁止されているものは不要 *3 全長 12m 未満のものは第二種白灯以上（停泊灯と兼用可）1 個でよい
		舷灯又は両色灯 *1 *6 *7	1 対 （1 個） *2 *8		1 対 （1 個）	*4 紅灯は全長 12m 未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる
	[注 4] [注 5]	船尾灯 *1 *3	1 個 *2 *8 停泊灯兼用		1 個	*5 全長 20m 以上は第二種マスト灯以上 全長 12m 以上 20m 未満は第三種マスト灯以上 全長 12m 未満は第四種マスト灯以上
	[注 5]	停泊灯	1 個 *2 *8		1 個	*6 全長 12m 以上は第二種舷灯以上 全長 12m 未満は第三種舷灯以上 全長 20m 以上は内側隔板を取り付ける
		紅灯 *4	2 個 *2 省略		2 個	*7 全長 20m 未満は第一種両色灯で可 全長 12m 未満は第二種両色灯で可 *8 航行区域が湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい
	[注 5]	形象物 黒色球形形象物	3 個 * 1 個（+ 予備 2 個）		3 個	・ 全長 12m 未満のものは次のものを除き不要 ① 港域、航路等を頻繁に航行するものは 2 個 ② 錨泊するもの（全長 7 m 未満のものは狭い水道等で錨泊するものに限る）は 1 個 ・ 全長 20m 以上のものは直径 600mm 以上 * 湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）を航行する船舶は不要
	国際信号旗		――		N C 旗	――
	海図		右記以外 ――	沿岸 1 式 *	1 式	・ 有効な電子海図情報表示装置を備えるものは不要 * 適切な航海用参考図等を備えるものは不要〔注 10〕 * 海上保安庁刊行の電子海図（ENC）を表示する小型船舶用衛星航法装置（GPS）を備える場合不要（ただし、検査機関が認めるものに限る）
	航海用レーダー反射器 （レーダーリフレクタ）		1 個 不要（+ 旧基準 1 個）		1 個	・ 夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・ 湖川のみを航行する船舶は不要 ・ 適用の詳細は別表 1 による
	第 2 種衛星航法装置		1 個 不要		1 個	・ 押船以外の船舶は不要 ・ 押船と非自航船が結合して一体となって平水区域を超えて航行しない場合不要
	HF デジタル選択呼出装 置及び HF デジタル選択 呼出聴守装置 （DSC/DSCWR）		―― 不要		1 式	・ 長さ 12m 未満は不要 ・ A2 水域に限定されているものは不要 ・ 無線設備の義務づけがないもの又は無線電信等を免除されているものは不要 ・ インマルサットを備えるものは不要
	一 般 備 品	ドライバー		1 組		1 組
レンチ		1 組		1 組	・ モンレンチ 1 個でも可	
プライヤー		1 個		1 個	――	
プラグレンチ		1 個		1 個	・ 火花点火機関に限る	
表 示	最大搭載人員表示		必要		必要	・ 遊漁船など不特定多数の人が乗船する場合「（旅客人）」の表示の併記が必要
	救命胴衣「格納・着用」表示		必要		必要	・ 可搬型小型船舶等で救命胴衣の格納場所がなく、容易に視認できる場所に積付けるものは「格納場所」の表示省略可

[注 1] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要

[注 2] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要（未使用の検定済、検査済の同じものと取り替える場合を除く）

[注 3] 機構の確認を受けることが必要

- [注 4] 巨大船等の進路、側方警戒船又は消防船として海上保安庁長官の指定を受けた船舶は第一種緑色閃光灯 1 個を備えること
- [注 5] 緊急用務を行う船舶として海上保安庁長官の指定を受けた船舶は第二種紅色閃光灯(第一種は不可)及び紅色円すい形形象物各 1 個を備えること
- [注 6] 有効な信号を発信できる設備とは、「EPIRB」、「持運び式双方向無線電話装置」、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワイトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」をいう。
- [注 7] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワイトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」、「携帯・自動車電話(当該船舶の航行区域が電話のサービスエリア内にあるものに限る。）」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。
- [注 8] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。）」、「ワイトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」及び「EPIRB」をいう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。)」を備える船舶は、1 個減ずることができる。
- [注 9] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz 無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。))」、「ワイトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。))」の無線設備を備える船舶をいう。
- [注 10] 適切な航海用参考図等とは、(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内(S ガイド(ダウンロード版)は当該 PDF ファイルを印刷したものに限る)」、「航海用電子参考図(new pec) (印刷物は除く)」、(株)マップル・オンが提供する「航海支援アプリ(new pec smart) (プレミアム会員登録されたもの・印刷物は除く)」、ヤマハ中国株発行の「クルージングマップ」(絶版) 及び(株)マッププロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。
- ※ 「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。) ただし、16ch (156.8MHz) (緊急通信用) 付き」のものを示す。

【法定備品の整備について】

- (1) 救命設備：定期検査及び中間検査において小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用膨脹式救命浮器、自動離脱装置は整備が必要となります。
- (2) GMDSS 設備等：定期検査及び中間検査において小型船舶用 EPIRB、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴取装置は整備が必要となります。

【その他の検査の準備について】

- (1) 航行区域が沿海区域の場合
 - ・機関の運転時間及び保守整備の状況により、機関の解放、補機類の解放(機関を解放するものに限る。) 及びプロペラ軸の抜き出し等の準備 (機関を解放するものに限る。) が必要になります。
- (2) 航行区域が沿海区域で検査の種類が定期検査の場合
 - ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。
 - ・電気機器及び電路については絶縁抵抗試験の準備が必要になります。(ただし、供給電圧が 35V 以下で船質が F R P 及びゴム等不導体の船舶を除く。)
- (3) 航行区域が沿海区域で検査の種類が中間検査の場合
 - ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の 2 つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます
 - 「当該検査から 1 年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が特に問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。

* 詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

【航海用レーダー反射器の適用について】(別表 1)

建造又は建造に着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 (※1)又は新基準 (※2)		新基準 (※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要しない	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➤ 特定の水域(※3)を航行しない場合 ➤ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合

※1：『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。

※2：『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連続しないことをいう。

※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域（ただし、瀬戸内海にあっては、同法第 2 条に定める航路及び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項第 7 号に規定する水域であって、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域に限る。）をいう。

2. 旅客船（旅客定員が12人を超える船舶）

令和6年2月現在

区分	航行区域 法定備品	平 水		限定沿海及び沿岸 （5ト未満）	沿 海		備 考	
					限定沿海及び沿岸 （5ト以上）			
係船設備	係船索（ロープ）	2 本		2 本	2 本		――	
	アンカー（いかり）	1 個		1 個	1 個		・ ①湖川港内のみを航行水域とする船舶、②渡船などで棧橋から棧橋に着ける船舶、③岸壁、棧橋に係留し錨泊の必要のない船舶及び④膨脹式ボート特殊基準適用船は不要	
	アンカーチェーン又は索（ロープ）	1 本		1 本	1 本			
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器	5ト未満	5ト以上	――	定員の 100%		＊ 航行区域が湖川港内のみに限定されているものは 25%	
		――	定員の＊50%					
	小型船舶用救命胴衣	5ト未満	5ト以上	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A ・ TYPE B ＊4 ・ TYPE C ＊4	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A のみ		＊1 小型船舶用救命クッションでもよい ＊2 最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器がある場合は不要[注 1] ＊3 最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器がある場合 10%の救命胴衣でよい ＊4 不沈性及びバリュースを有する船舶([注3])に限る ・「TYPE A」から「TYPE C」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの	
		定員と＊1同数 ＊2	定員と＊1同数 ＊3					
		搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A ・ TYPE B ＊4 ・ TYPE C ＊4						
	小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮輪	1 個		1 個	2 個		――	
	信号紅炎	――		――	1 個		・ 小型船舶用信号紅炎による代替不可	
	小型船舶用信号紅炎	1 セット （2 個入） ＊1 ＊2		限定沿海 1 セット （2 個入） ＊1 ＊2	沿岸 1 セット （2 個入）	――		・ 航行区域が川のみ限定されているものは不要 ＊1 有効な無線設備([注 4])を備えるものは不要[注 1] ＊2 法第 4 条により備え付けられた無線設備との兼用は認められない
	小型船舶用自己点火灯	――		――		1 個		――
	小型船舶用自己発煙信号	――		――		1 個		――
	小型船舶用火せん	――		限定沿海 ――	沿岸 2 個 ＊	2 個		＊ 有効な無線設備([注 5])を備えるものは不要[注 2]
	発煙浮信号	――		――		1 個		――
無線設備	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）	――		――		右記以外 ――	沿海 1 個	・ 沿海区域を航行区域とする平成 6 年 11 月 3 日迄に建造され、又は建造に着手された長さ 12m未満の船舶は不要
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー（SART）又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）	――		――		右記以外 ――	沿海 1 個	
	持運び式双方向無線電話装置	――		――		右記以外 ――	沿海 1 個	
	無線電信又は無線電話	1 個 ＊		1 個		1 個		
消防設備	小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器	2 個 ＊ （1 個 ＊）		3 個 ＊ （2 個 ＊）		右記以外 3 個 （2 個）	沿海 4 個 （3 個）	・（ ）内は船外機又は無動力船の場合 ・ 無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること（この場合は 1 個のみ減じてよい） ＊ 赤バケツ等を備えるものは消火器を 1 個減じてよい
備	赤バケツ	1 個		1 個		右記以外 1 個	沿海 2 個	・ 消火器の代替物との兼用は不可

区分	航行区域 法定備品		平 水	限定沿海及び沿岸 (5ト未満)	沿 海			備 考	
					限定沿海及び沿岸 (5ト以上)				
排水設備	ビルジポンプ		――	――	1 台			――	
	バケツ及びあかくみ		各 1 個	各 1 個	――			・ビルジポンプを備えるものは不要 ・無動力船又は船外機船はバケツ 1 個でよい (消防用のバケツと兼用可)	
航海用具	汽笛及び号鐘		各 1 個	各 1 個	各 1 個			・汽笛は全長 12m未満不要 ・号鐘は全長 20m未満不要 ・航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)に限定されているものは笛でよい	
	音響信号器具		1 個 *	1 個 *	限沿	沿岸	沿海	・汽笛を備えているものは不要 * 笛でも可(操船者に救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可)	
	双眼鏡		――	限定沿海 ――	沿岸 1 個 *	限沿 ――	沿岸 1 個 *	沿海 1 個	* 沿岸は概ね 6 倍程度の倍率を推奨
	ラジオ		――	限定沿海 ――	沿岸 1 個	限沿 ――	沿岸 1 個	沿海 1 個	・中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備([注 6])を有する船舶は不要[注 1]
	コンパス		――	限定沿海 ――	沿岸 1 個 *	限沿 ――	沿岸 1 個 *	沿海 1 個	*自船の位置(1秒を単位とする緯度経度)及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要
	船 灯	マスト灯 *1 *3 *5	1 個 *2 *8	1 個 *2	1 個 *2			*1 全長 7 m未満かつ速力 7ノット以下のものは第二種白灯以上(停泊灯の兼用可) 1 個でよい *2 夜間航行が禁止されているものは不要(沿海を除く)	
		舷灯又は両色灯 *1 *6 *7	1 対(1 個) *2 *8	1 対(1 個) *2	1 対(1 個) *2			*3 全長 12m未満のものは第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい *4 紅灯は全長 12m未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる	
		船尾灯 *1 *3	1 個 *2 *8	1 個 *2	1 個 *2			*5 全長 20m以上は第二種マスト灯以上 全長 12m以上 20m未満は第三種マスト灯以上 全長 12m未満は第四種マスト灯以上	
		停泊灯	1 個 *2 *8	1 個 *2	1 個 *2			*6 全長 12m以上は第二種舷灯以上 全長 12m未満は第三種舷灯以上 全長 20m以上は内側隔板を取り付ける	
		紅灯 *4	2 個 *2	2 個 *2	2 個 *2			*7 全長 20m未満は第一種両色灯で可 全長 12m未満は第二種両色灯で可 *8 航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい	
	黒色球形形象物		3 個 *	3 個	3 個			・全長 12m未満のものは次のものを除き不要 ①港域、航路等を頻繁に航行するものは 2 個 ②錨泊するもの(全長 7 m未満のものは狭い水道等で錨泊するものに限る)は 1 個 ・全長 20m以上のものは直径 600mm 以上 * 湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)を航行する船舶は不要	
	国際信号旗		――	――	限沿 ――	沿岸 ――	沿海 NC 旗	――	
	海図		――	限定沿海 ――	沿岸 1 式 *	限沿 ――	沿岸 1 式 *	沿海 1 式	・有効な電子海図情報表示装置を備えるものは不要 * 適切な航海用参考図等を備えるものは不要[注 7] * 海上保安庁刊行の電子海図(ENC)を表示する小型船舶用衛星航法装置(GPS)を備える場合不要(ただし、検査機関が認めるものに限る)
	航海用レーダー反射器 (レーダーリフレクタ)		1 個	1 個	1 個			・夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・湖川のみを航行する船舶は不要 ・適用の詳細は別表 1 による	
	HF デジタル選択呼出装置 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (DSC/DSCWR)		――	――	右記以外 ――	沿岸 1 式		・A2 水域に限定されているものは不要 ・無線設備の義務づけがないもの又は無線電信等を免除されているものは不要 ・インマルサットを備えるものは不要	
一般備品	ドライバー		1 組	1 組	1 組			――	
	レンチ		1 組	1 組	1 組			・モンキレンチ 1 個でも可	
	プライヤー		1 個	1 個	1 個			――	
	プラグレンチ		1 個	1 個	1 個			・火花点火機関に限る	

表示	最大搭載人員表示	必要	必要	必要	・旅客搭載場所ごとの人数及び質量の表示「定員人（ kg）」、最大搭載人員表示に「(旅客 人)」の表示の併記が必要
	救命胴衣格納・着用表示	必要	必要	必要	――

- [注 1] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要(未使用の検定済、検査済の同じものと取り替える場合を除く)
- [注 2] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要
- [注 3] 機構の確認を受けることが必要
- [注 4] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。)」、「ワトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」、「携帯・自動車電話(当該船舶の航行区域が電話のサービスエリア内にあるものに限る。)」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。
- [注 5] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。)」、「ワトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」及び「EPIRB」をいう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。)」を備える船舶は、1 個減ずることができる。
- [注 6] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz 無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。))」、「ワトスターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」を備える船舶をいう。
- [注 7] 適切な航海用参考図等とは、(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内(S カート (ダウンロード 版)は当該 PDF ファイルを印刷したものに限る)」、「航海用電子参考図(new pec) (印刷物は除く)」、(株)マップル・オンが提供する「航海支援アプリ (new pec smart) (プレミアム会員登録されたもの・印刷物は除く)」、ヤマ中国株発行の「クルージングマップ」(絶版) 及び(株)マップ プロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。
- ※「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。) ただし、16ch (156.8MHz) (緊急通信用) 付き」のものを示す。

【法定備品の整備について】

- (1) 救命設備：定期検査及び中間検査（5 トン以上の旅客船の場合は定期検査及び定期検査後の 2 回目又は 3 回目のいずれかの中間検査時期に 1 回）において、小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用膨脹式救命浮器、自動離脱装置は整備が必要となります。
- (2) GMDSS 設備等：定期検査及び中間検査（5 トン以上の旅客船の場合は定期検査及び定期検査後の 2 回目又は 3 回目のいずれかの中間検査時期に 1 回）の時期において、小型船舶用 EPIRB、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴取装置は整備が必要となります。

【その他の検査の準備について】

- (1) 航行区域が沿海区域の場合
 - ・機関の運転時間及び保守整備の状況により、機関の解放、補機器類の解放(機関を解放するものに限る。) 及びプロペラ軸の抜き出しの準備（機関を解放するものに限る。) が必要になります。
- (2) 航行区域が沿海区域で検査の種類が定期検査の場合
 - ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。
- (3) 航行区域が沿海区域で検査の種類が中間検査の場合
 - ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の 2 つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます。

「当該検査から 1 年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。
- (4) 航行区域が沿岸区域及び二時間限定沿海区域以上で検査の種類が定期検査の場合
 - ・電気機器及び電路を有する船舶は、絶縁抵抗試験の準備が必要になります。（ただし、供給電圧が 35V 以下で船質が F R P 及びゴム等不導体の船舶を除く。）

＊詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

【航海用レーダー反射器の適用について】（別表 1）

建造又は建造に着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から 平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 (※1)又は新基準 (※2)		新基準 (※2)
備付け基準	N o bⅦはH元年建造 同反射器の備付けは要しない	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➤ 特定の水域(※3)を航行しない場合 ➤ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合

※1：『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。

※2：『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連続しないことをいう。

※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域（ただし、瀬戸内海にあっては、同法第 2 条に定める航路及び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項第 7 号に規定する水域であって、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域に限る。）をいう。

3. 小型帆船（単胴型及び多胴型のプレジャーヨット）

令和6年2月現在

区分	航行区域 法定備品	平水、限定沿海 及び沿岸		沿 海	近海以上	備 考
係船設備	係船索（ロープ）	2 本		2 本	2 本	――
	アンカー（いかり）	1 個		1 個	1 個	・ ①湖川港内のみを航行水域とする船舶、②渡船などで栈橋から栈橋に着ける船舶及び③岸壁、栈橋に係留し錨泊の必要のない船舶は不要
	アンカーチェーン又は索（ロープ）	1 本		1 本	1 本	
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ	右記以外	限沿 5 トン以上 5 海里超	定員の 100% *1	定員の 100%	・ 小型船舶用救命浮器でもよい(近海以上を除く)[注 1] *1 第 2 種小型帆船[注 9]で不沈性を有するものは不要 *2 有効な信号を発信できる設備([注 4])を備えるものは不要[注 2]
		――	100% *1 *2			
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数 *1 *2 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A ・ TYPE D ・ TYPE B *3 ・ TYPE C *3 ・ TYPE E *3 ・ TYPE F *3 ・ TYPE G *3 *4		定員と同数 搭 載 可 能 な 胴 衣 の TYPE は次のとおり ・ TYPE A のみ	定員と同数 搭 載 可 能 な 胴 衣 の TYPE は次のとおり ・ TYPE A のみ	*1 平水は救命クッションでもよい *2 平水は最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備える場合は不要[注 1] *3 不沈性及びキルスイッチを有する船舶([注 3])に限る *4 平水に限る ・ 「TYPE A」から「TYPE G」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE D…色の要件が省略されたもの TYPE E…色及び反射材の要件が省略されたもの TYPE F…色、笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE G…浮力がやや少ないために着やすくなっているもの
	小型船舶用救命浮環	1 個 *		2 個 *	2 個	* 小型船舶用救命浮輪でもよい[注 1]
	信号紅炎	――		1 個	2 個	・ 小型船舶用信号紅炎による代替不可
	小型船舶用信号紅炎	右記以外	沿岸	――	――	・ 航行区域が川のみに限定されているものは不要 * 有効な無線設備([注 5])を備えるものは不要[注 1]
		1 セット * (2 個入)	1 セット (2 個入)			
	小型船舶用自己点火灯	――		1 個	1 個	――
	小型船舶用自己発煙信号	――		1 個	1 個	――
	小型船舶用火せん	右記以外	沿岸	2 個	4 個	* 有効な無線設備([注 6])を備えるものは不要[注 1]
		――	2 個 *			
	発煙浮信号	――		1 個	2 個	――
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (EPIRB)	――		1 個 *1	1 個	*1 長さ 12m未満は不要 *2 第 2 種小型帆船[注 9]で、レーダー反射器(最高レーダー断面積が 6 m ² 以上のもの又はいかだのぎ装品として備え付けられるもの)を備える場合は不要[注 2]
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー (SART) 又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 (AIS-SART)	――		1 個 *1 *2	1 個 *2	
	持運び式双方向無線電話装置	――		1 個 *1 *2	1 個 *3	*1 国際航海するものに限る *2 長さ 12m未満は不要 *3 近海以上の航行区域を有する平成 6 年 11 月 3 日迄に建造され又は建造に着手された長さ 12m未満は不要
無線設備	無線電信又は無線電話	――		1 個 *	1 個	・ 詳細は別表参照のこと ・ 第 2 種小型帆船[注 9]でアマチュア無線、SSB((公財)日本セーリング連盟の運用する HF 海岸局との間で連絡することができる HF 無線電話)又は VHF を備えているものは免除[注 2] ・ HF 無線電話、HF 直接印刷電信、A3 水域内のみを航行する場合はイマレット、又は A2 水域内の通信範囲内に限り認められる設備(N-STAR 船舶衛星電話)等のいずれか 1 台 * 沿海区域の長さ 12m未満は不要
消防設備	小型船舶用粉末消火器 又は小型船舶用液体消火器	1 個 *		2 個	3 個	・ 無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること(この場合は 1 個のみ減じてよい) * 赤バケツ等を備えるものは消火器を 1 個減じてよい
排水設備	ビルジポンプ(電動又は手動)	――		1 台	1 台	・ 吸引能力は 1 時間あたり軽荷排水量(トン)に 0.05 を乗じた容積(m ³)以上
	バケツ及びあかくみ	各 1 個		――	――	・ ビルジポンプを備えるものは不要 ・ 船外機船はバケツ 1 個でよい(消防用と兼用可)

区分	航行区域		平水、限定沿海及び沿岸		沿 海	近海以上	備 考	
	法定備品							
航 海 用 具	汽笛及び号鐘		各 1 個		各 1 個	各 1 個	・ 汽笛は全長 12m未満不要 ・ 号鐘は全長 20m未満不要	
	音響信号器具		1 個 *		1 個	1 個	・ 汽笛を備えているものは不要 * 笛でも可（操船者に救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可）	
	船速測定器具		――		――	1 個	・ 手用測程具（砂漏計含む）、パテントログ、ドップラーログ 又は GPS でもよい	
	ラジオ		右記以外	沿岸	1 台	――	・ 中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・ 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備（〔注 7〕）を有する船舶には不要〔注 2〕	
			――	1 台				
	コンパス		右記以外	沿岸	1 個	1 個	* 自船の位置（1 秒を単位とする緯度経度）及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要	
			――	1 個 *				
	船 灯	船	マスト灯 *1 *5 *8	1 個 *3		1 個	1 個	・ 機付帆船は動力船に含む *1 無動力帆船は不要 *2 無動力帆船で全長 20m未満のものは第一種三色灯 1 個、全長 12m未満のものは第二種三色灯 1 個、全長 7 m未満のものは携帯用白灯 1 個でよい
			舷灯又は両色灯 *2 *6 *7	1 対（1 個） *3		1 対（1 個）	1 対（1 個）	*1 *2 動力船で全長 7 m未満 7 ノット以下のものは第二種白灯以上（停泊灯と兼用可）1 個でよい *3 夜間航行が禁止されているものは不要 *4 全長 12m未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる
			船尾灯 *2 *8	1 個 *3		1 個	1 個	*5 全長 20m以上は第二種マスト灯以上 全長 12m以上 20m未満は第三種マスト灯以上 全長 12m未満は第四種マスト灯以上
			停泊灯	1 個 *3		1 個	1 個	*6 全長 12m以上は第二種舷灯以上 全長 12m未満は第三種舷灯以上 全長 20m以上は内側隔板を取り付ける
			紅灯 *4	2 個 *3		2 個	2 個	*7 全長 20m未満は第一種両色灯で可 全長 12m未満は第二種両色灯で可 *8 全長 12m未満のもので、三色灯を備えるものはマスト灯及び船尾灯に代えて、三色灯を備えないものはマスト灯に代えて第二種白灯以上（停泊灯と兼用可）1 個でよい ・ 航行区域が湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい
	黒色球形形象物		3 個 *		3 個	3 個	・ 全長 12m未満のものは次のものを除き不要 ① 港域、航路等を頻繁に航行するものは 2 個 ② 錨泊するもの（全長 7 m未満のものは狭い水道等で錨泊するものに限る）は 1 個 ・ 全長 20m以上のものは直径 600mm 以上 * 湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）を航行する帆船は不要	
	黒色円すい形形象物		1 個 *		1 個	1 個	・ 無動力帆船には不要 * 湖川のみ（航洋船が航行する水域を除く）を航行する帆船は不要	
	国際信号旗		――		NC 旗	NC 旗	――	
	海図		右記以外	沿岸	1 式	1 式	・ 有効な電子海図情報装置を備えるものは不要 * 適切な航海用参考図等を備えるものは不要〔注 8〕 * 海上保安庁刊行の電子海図（ENC）を表示する小型船舶用衛星航法装置（GPS）を備える場合不要（ただし、検査機関が認めるものに限る）	
			――	1 式 *				
	航海用レーダー反射器 （レーダーリフレクタ）		1 個		1 個	1 個	・ 夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・ 湖川のみを航行する船舶は不要 ・ 適用の詳細については別表 1 による	
	HF デジタル選択呼出装置 及び HF デジタル選択呼出 聴守装置 （DSC/DSCWR）		――		1 式	1 式	・ A3 水域又は A4 水域を航行するものに必要 ・ インマルサットを備えるものは不要 ・ 第 2 種小型帆船〔注 9〕でアマチュア無線、SSB（（公財）日本セーリング連盟の運用する HF 海岸局との間で連絡することができる HF 無線電話）及びイジウムにより無線を免除されているもの又は無線設備の義務付けがないものは不要〔注 2〕	
	ストームジブ		――		1 個	1 個	――	

区分	航行区域 法定備品	平水、限定沿海 及び沿岸	沿 海	近海以上	備 考
一般備品	ドライバー	1 組	1 組	1 組	――
	レンチ	1 組	1 組	1 組	・ モンレンチ 1 個でも可
	プ ラ イヤー	1 個	1 個	1 個	――
	プ ラ グ レ ン チ	1 個	1 個	1 個	・ 火花点火機関に限る
表示	最大搭載人員表示	必要	必要	必要	・ 旅客定員を有し不特定多数の人が乗船する場合「(旅客 人)」の表示の併記が必要
	救命胴衣「格納・着用」表示	必要	必要	必要	・ デインギー等で救命胴衣の格納場所がなく、容易に視認できる場所に積付けるものは「格納場所」の表示省略可

- [注 1] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要(未使用の検定済、検査済の同じものと取り替える場合を除く)
- [注 2] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要
- [注 3] 機構の確認を受けることが必要
- [注 4] 有効な信号を発信できる設備とは、「EPIRB」、「持運び式双方向無線電話装置」、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」をいう。
- [注 5] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB 」、「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」、「携帯・自動車電話(当該船舶の航行区域が電話のサービスエリア内にあるものに限る。）」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。
- [注 6] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。）」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」及び「EPIRB」をいう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。）」を備える船舶は、1 個減ずることができる。
- [注 7] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz 無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。))」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」の無線設備を備える船舶をいう。
- [注 8] 適切な航海用参考図等とは、(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内(S ガイド(ダウンロード版)は当該 PDF ファイルを印刷したものに限る)」、「航海用電子参考図(new pec) (印刷物は除く)」、(株)マップル・オンが提供する「航海支援アプリ (new pec smart) (プレミアム会員登録されたもの・印刷物は除く)」、ヤマハ中国株発行の「クルージングマップ」(絶版) 及び(株)マッププロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。
- [注 9] 第 2 種小型帆船とは、旅客定員を有さない小型帆船をいう。
- ※ 「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。) ただし、16ch (156.8MHz) (緊急通信用) 付き」のものを示す。

【法定備品の整備について】

- 救命設備：定期検査及び中間検査において、小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用膨脹式救命浮器、自動離脱装置は整備が必要となります。
- GMDSS 設備等：定期検査及び中間検査において、小型船舶用 EPIRB、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴取装置は整備が必要となります。

【その他の検査の準備について】

- 航行区域が沿海区域以遠で検査の種類が定期検査の場合
 - 船体の上架、弁及びコック等の解放が必要になります。
 - 電気機器及び電路については絶縁抵抗試験の準備が必要になります。(ただし、供給電圧が 35V 以下で船質がFRP 及びゴム等不導体の船舶を除く。)
- 航行区域が沿海区域以遠で検査の種類が中間検査の場合
 - 船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の 2 つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます。
「当該検査から 1 年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。

※詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

【航海用レーダー反射器の適用について】(別表 1)

建造又は建造に着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から 平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 (※1)又は新基準 (※2)		新基準 (※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要しない	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➤ 特定の水域(※3)を航行しない場合 ➤ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合

- ※1：『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。
- ※2：『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連続しないことをいう。
- ※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域（ただし、瀬戸内海にあっては、同法第 2 条に定める航路及び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項第 7 号に規定する水域であって、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域に限る。）をいう。

4. 小型漁船

令和6年2月現在

区分	航行区域 法定備品	第1種 小型漁船	第2種 小型漁船	備 考
係船設備	係船索（ロープ）	2本	2本	――
	アンカー（いかり）	1個*	1個	*定置網等操業区域が特定されておりかつその海域が近距離であって錨泊しないものは不要
	アンカーチェーン又は索（ロープ）	1本*	1本	
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ	――	定員の100%	――
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数 *	定員と同数	・ 胴衣は、胴衣の要件を全て満足するもの（「TYPE A」という）に限る * 小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備えているものは、それらの定員と同数分の救命胴衣を減ずることができる[注1]
	小型船舶用救命浮環	1 個 *	2 個	* 小型船舶用救命浮輪でもよい[注1]
	小型船舶用信号紅炎	1セット(2 個入り) *	――	* 漁業無線等の無線電話(最遠操業海域において陸上と交信できるものは又は、集団操業を行う小型漁船の場合は、漁業無線等有効な通信設備)を備えるものは不要[注2]
	小型船舶用自己点火灯	――	1 個	――
	小型船舶用自己発煙信号	――	1 個	――
	小型船舶用火せん	――	6 個	――
	発煙浮信号	――	――	――
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (EPIRB)	――	1 個	・ 無線電信等を免除された搭載艇は不要
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー (SART) 又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 (AIS-SART)	――	1 個	・ 無線電信等を免除された搭載艇は不要
無線設備	無線電信又は無線電話	1 個	1 個	・ 詳細は別表参照のこと ・ 100 海里以内のみで従業するものは不要 ・ 航行する水域により次に掲げる無線電信等のうちいずれか1台 ① A4 水域:HF 無線電話又は HF 直接印刷電信 ② A3 水域:インマルサット無線電話 (M、fleet F33、 ③ A2 水域:インマルサット無線電話 (N、 法令改正に伴う改修作業中につき、要相談 SSB 無線電話、通信範囲内に限り認められる設備 (N-STAR 衛星船舶電話) 又は①、②に掲げる無線電信等
消防設備	小型船舶用粉末消火器又は 小型船舶用液体消火器	2 個 *1 *2	4 個	・ 機関室及び居住区域に備え付ける数の合計 ・ 無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること(この場合は1 個のみ減じてよい) *1 赤色の消防用手おけ又はバケツを備えるものは消火器を1 個減じてよい *2 船外機船の場合は1 個減じてよい
	予備消火剤	――	2 個分	・ 規定数以上の消火器に充てんされている消火剤でもよい
排水設備	ビルジポンプ（動力又は手動）	1 台 *	各 1 台	* 船外機船はあくみ及びバケツ(消防用と兼用可) 各 1 個でよい
機関設備	噴射弁	――	1 個	・ 同型の機関が 2 基以上の場合は不要 *1 漁業無線等有効な通信設備を有するものは不要 [注2] *2 噴射管が付かない構造の物は不要 *3 火花点火機関に限る
	噴射ポンプの動作部分 (プランジヤ、弁、バネ等)	――	1 噴射ポンプ 分	
	噴射管及び接合金具 *2	各種の形状及び寸法のもの各 1 個 *1	各種の形状及び寸法のもの各 1 個	
	点火プラグ *3	1 個 *1	1 個	
航海用具	汽笛及び号鐘	各 1 個	各 1 個	・ 汽笛は全長 12m未満不要 ・ 号鐘は全長 20m未満不要
	音響信号器具	1 個	1 個	・ 号鐘又は汽笛を備えているものは不要
	双眼鏡	――	1 個	――
	気圧計	――	1 個	――
	コンパス	1 個	1 個	――

区分	航行区域 法定備品		第 1 種 小型漁船	第 2 種 小型漁船	備 考
航海用具	船 灯	マスト灯 *1 *2 *3	1 個	1 個	*1 全長 7 m未満かつ速力 7 ノット以下のもので、備考－ 1 に掲げるものはマスト灯に代えて、それ以外のものはマスト灯、 ^{げん} 舷灯又は両色灯に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい
		^{げん} 舷灯又は両色灯 *1 *4 *5	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	*2 全長 12m未満のもので漁船の備考－ 1 に掲げるものにあつてはマスト灯に代えて、それ以外のものにあつてはマスト灯及び船尾灯に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい
		船尾灯 *1 *2	1 個	1 個	*3 全長 20m以上は第二種マスト灯以上 全長 12m以上 20m未満は第三種マスト灯以上 全長 12m未満は第四種マスト灯以上
		停泊灯	1 個	1 個	*4 全長 12m以上は第二種 ^{げん} 舷灯以上 全長 12m未満は第三種 ^{げん} 舷灯以上
		紅灯	2 個	2 個	全長 20m以上のものは内側隔板を取り付ける
		漁業灯	1 式	1 式	*5 全長 20m未満は第一種両色灯で可 全長 12m未満は第二種両色灯で可
	漁業形象物		1 式	1 式	・備考－ 1 を参照のこと
	黒色球形形象物		3 個	3 個	・備考－ 1 を参照のこと
	黒色円すい形形象物		1 個	1 個	・全長 12m未満のものは 2 個でよい ・全長 20m以上のものは直径 600mm 以上
	国際信号旗		―――	N C 旗	・帆を有しないものは不要
	シー・アンカー		―――	1 個	―――
	海図		―――	1 式	・有効な電子海図情報表示装置を備えるものは不要
	航海用レーダー反射器 (レーダーリフレクタ)		1 個	1 個	・平成 14 年 6 月 30 日迄に建造又は建造に着手された船舶は不要 ・適用の詳細は別表 2 による
その他	HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (DSC/DSCWR)		1 式	1 式	・ A3 又は A4 水域を航行するもののみ必要 ・ 100 海里以内でのみで従業するもの又は無線を免除されているものは不要 ・インマルサットを備えるものは不要 ・平成 7 年 1 月 31 日迄に建造され、又は建造に着手された船舶は「操業の安全確保の為の通信に関する申し合わせ事項」(「対象船舶一覧表」に当該漁船が記載されているもの)を船内に備える場合は不要[注 2]
	アンモニア防毒マスク		2 個以上	2 個以上	・アンモニア式冷却機の設備を有するものに限る
一般備品	ドライバー		1 組	1 組	―――
	レンチ		1 組	1 組	・モンキレンチ 1 個でも可
	プライヤー		1 個	1 個	―――
	プラグレンチ		1 個	1 個	・火花点火機関に限る
表示	救命胴衣「格納・着用」表示		必要	必要	―――

〔注 1〕 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要(未使用の検定済、検査済の同じものと取り替える場合を除く)

〔注 2〕 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要

【法定備品の整備について】

- (1) 救命設備：定期検査及び中間検査において小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用膨脹式救命浮器、自動離脱装置は整備が必要となります。
- (2) GMDSS 設備等：定期検査及び中間検査において小型船舶用 EPIRB、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴取装置は整備が必要となります。

＊詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

【その他の検査の準備について】

- (1) 第 1 種小型漁船で検査の種類が定期検査の場合
 - ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の 2 つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます

「当該検査から 1 年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。
 - ・電気機器及び電路については絶縁抵抗試験の準備が必要になります。(ただし、供給電圧が 35V 以下で船質が F R P 及びゴム等不導体の船舶を除く。)

- ・機関の保守整備の状況により、機関の解放、補機器類の解放(機関を解放するものに限る。)及びプロペラ軸の抜き出しの準備（機関を解放するものに限る。）が必要になります。ただし、当該検査で主機及び補機の作動試験等の結果が良好な場合であって、かつ、当該検査から1年以内の機関整備点検の記録から判断して問題ないと検査員が認めた場合は機関の解放、補機器類の解放及びプロペラ軸の抜き出しの準備を省略することができます。

(2) 第1種小型漁船で検査の種類が中間検査の場合

- ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の2つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます
「当該検査から1年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。
- ・機関の保守整備の状況により、機関の解放、補機器類の解放(機関を解放するものに限る。)及びプロペラ軸の抜き出しの準備（機関を解放するものに限る。）が必要になります。ただし、当該検査で主機及び補機の作動試験等の結果が良好な場合であって、かつ、当該検査から1年以内の機関整備点検の記録から判断して問題ないと検査員が認めた場合は機関の解放、補機器類の解放及びプロペラ軸の抜き出しの準備を省略することができます。

(3) 第2種小型漁船で検査の種類が定期検査の場合

- ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。
- ・電気機器及び電路については絶縁抵抗試験の準備が必要になります。(ただし、供給電圧が35V以下で船質がFRP及びゴム等不導体の船舶を除く。)
- ・機関の運転時間及び保守整備の状況により、機関の解放、補機器類の解放(機関を解放するものに限る。)及びプロペラ軸の抜き出し等の準備（機関を解放するものに限る。）が必要になります。

(4) 第2種小型漁船で検査の種類が中間検査の場合

- ・船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の2つの条件を満足する場合、上架検査等を省略し浮上検査で受検することができます
「当該検査から1年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認めた場合、上架検査等を省略できます。
 - ・機関の運転時間及び保守整備の状況により、機関の解放、補機器類の解放(機関を解放するものに限る。)及びプロペラ軸の抜き出し等の準備（機関を解放するものに限る。）が必要になります。
- *詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

備考ー1：漁業灯の及び漁業形象物の備え付けは下表によること

漁船の種類		夜 間	昼 間
けた網その他の漁具(操縦性を制限するものに限る)を水中で引く方法により漁ろうに従事するもので全長 20m未満のもの (例)桁網漁業、トール漁業、打瀬網、船びき網、手操網		第二種緑灯 1 個 第二種白灯(注) 1 個 かけまわし漁法灯 1 個 (かけまわし漁法による底びき網漁業を行うものに限る)	黒色鼓形形象物* 1 個
上記の漁ろうに従事するもので全長 20m以上のもの		第二種緑灯 1 個 第二種白灯 1 個 白色底びき網漁業灯 2 個 紅色底びき網漁業灯 2 個 探照灯 1 個 (2 そうびきの第 1 種小型漁船に限る) かけまわし漁法灯 1 個 (かけまわし漁法による底びき網漁業を行うものに限る)	
網、なわその他の漁具(操縦性を制限するものに限る)により漁ろうに従事するもの (例) 延縄、流網、刺網、旋網、敷網漁業	漁具を水平距離 150mを超えて、船外に出さないもの	第二種紅灯 1 個 (上表中の紅灯と兼用してよい) 第二種白灯(注) 1 個 きんちゃく網漁業灯 1 対 (きんちゃく網漁業を行うものに限る)	黒色鼓形形象物* 1 個 黒色円すい形形象物* 1 個
	漁具を水平距離 150mを超えて、船外に出すもの	第二種紅灯 1 個 (上表中の紅灯と兼用してよい) 第二種白灯(注) 2 個 (うち1 個は上表中の停泊灯と兼用してよい) きんちゃく網漁業灯 1 対 (きんちゃく網漁業を行うものに限る)	

(注)全長 12m未満の漁船及び小型兼用船であってマスト灯(前灯)に代えて第二種白灯以上 1 個を備えているものにあつては 1 個減じてよい

* ：全長が 20m以上の小型漁船は底の直径が 600mm 以上

【航海用レーダー反射器の適用について】（別表 2）

建造又は建造に着手された年月日	平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 ^(※1) 又は新基準 ^(※2)	新基準 ^(※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要しない	次の場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 湖川のみを航行する場合	次の場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 湖川のみを航行する場合

※1：『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。

※2：『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連続しないことをいう。

5. (1) 小型兼用船(旅客船を除く)

令和6年2月現在

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域	平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘 要
	漁ろうの間の航行区域(海里)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	
係船設備	係船索	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	— — —
	アンカー(いかり)	1 個 *1	1 個 *2	1 個	1 個 *1	1 個 *2	1 個	*1 漁ろう以外の間①湖川港内のみを航行水域とする船舶、②渡船などで栈橋から栈橋に着ける船舶及び③岸壁、栈橋に係留し錨泊の必要のない船舶は不要
	アンカーチェーン又は索	1 本 *1	1 本 *2	1 本	1 本 *1	1 本 *2	1 本	*2 *1 の船舶であって、漁ろうの間は定置網等操業区域が特定されておりかつその海域が近距離であって錨泊しないものは不要
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器	定員の 100% *1	定員の 100% *1	定員の 100% *2	定員の 100%	定員の 100%	定員の 100% *2	*1 限沿 5 ト以上 5 海里超えの船舶に限る(有効な信号を発信できる設備([注 4])を備えるものは不要[注 1]) *2 救命いかだに限る
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数 *1 *2 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A TYPE D TYPE B *3 TYPE C *3 TYPE E *3 TYPE F *3 TYPE G*3*4	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	*1 平水は小型船舶用救命クッションでもよい *2 平水は最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器であって定期的検査等で確認を受けたものを備える場合は不要 *3 不沈性及び浮力スイッチを有する船舶([注 3])に限る *4 平水に限る ・「TYPE A」から「TYPE G」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE D…色の要件が省略されたもの TYPE E…色及び反射材の要件が省略されたもの TYPE F…色、笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE G…浮力がやや少ないために着やすくなっているもの
	小型船舶用救命浮環	1 個 *	1 個 *	2 個	2 個 *	2 個 *	2 個	* 小型船舶用救命浮輪でもよい
	小型船舶用信号紅炎	2 個 *1	2 個 *2	2 個 *1 *2	— —	— —	— —	*1 漁ろう以外の間の航行区域が川のみに限定されているもの又は有効な無線設備([注 2])を備えるものは不要[注 1] *2 無線電話(最遠操業海域において陸上と交信できるもの又は、集団操業を行う小型漁船の場合は、漁業無線等有効な通信設備)を備えていれば不要[注 1]
	(沿岸小型船舶)	2 個	2 個	2 個				
	信号紅炎	— —	— —	— —	1 個	1 個	1 個	・ 小型船舶用信号紅炎による代替不可
	小型船舶用自己点火灯	— —	— —	1 個	1 個	1 個	1 個	— — —
	小型船舶用自己発煙信号	— —	— —	1 個	1 個	1 個	1 個	— — —
	小型船舶用火せん	— —	— —	6 個	2 個	2 個	6 個	* 有効な無線設備([注 5])を備える船舶は不要[注 1]
	(沿岸小型船舶)	2 個 *	2 個 *	6 個				
無線設備	発煙浮信号	— —	— —	— —	1 個	1 個	1 個	— — —
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (EPIRB)	— —	— —	1 個	1 個 *	1 個 *	1 個	* 長さ 12m 未満は不要
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー (SART) 又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 (AIS-SART)	— —	— —	1 個	1 個 *	1 個 *	1 個	
	持運び式双方向無線電話装置	— —	— —	— —	1 個	1 個	1 個	・ 国際航海するものに限る ・ 長さ 12m 未満は不要
無線設備	無線電信又無線電話	— —	— —	1 個 *2	1 個 *1	1 個 *1	1 個 *2	・ 詳細は別表参照のこと *1 長さ 12m 未満は不要 *2 小型漁船の無線設備が必要
消防設備	小型船舶用消火器又は小型船舶用液体消火器	2 個 *1 (1 個*1)	2 個 *1 (1 個*1)	4 個	3 個 (2 個)	3 個 (2 個)	4 個	・ () 内は船外機船又は無動力船の場合 ・ 無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること (この場合小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器 1 個のみ減じてよい) *1 消防用手おけ又はバケツを備えているものは消火器の代替物と認め 1 個減じてよい
	予備消火剤	— —	— —	2 個分	— —	— —	2 個分	・ 規定数以上の消火器に充てんされている消火剤でもよい
	赤バケツ	— —	— —	— —	— —	— —	— —	・ 消火器の代替物との兼用は不可

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域		平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘 要
	漁ろうの間の航行区域(海里)		12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	
排水設備	ビルジポンプ 動力又は手動		――	1 台 *	各 1 台	1 台	1 台	各 1 台	* 船外機船はバケツ(消防用と兼用可)及びあかくみ各 1 個でよい
	バケツ及びあかくみ		各 1 個	――	――	――	――	――	・ビルジポンプを有する場合は不要 ・無動力船、船外機船及び航行区域が湖川港内に限定されているものはバケツ(消防用と兼用可) 1 個でよい
機関設備	噴射弁		――	――	1 個	――	――	1 個	・同型の機関が 2 基以上の場合は不要 *1 漁業無線等有効な通信設備を有するものは不要[注 1] *2 噴射管が付かない構造の物は不要 *3 火花点火機関に限る
	噴射ポンプの動作部品 (プランジャ、弁、バネ等)		――	――	1 噴射 ポンプ分	――	――	1 噴射 ポンプ分	
	噴射管及び接合金具 *2		――	各種形状及び寸法のもの 各 1 個 *1	各種形状及び寸法のもの 各 1 個	――	各種形状及び寸法のもの 各 1 個 *1	各種形状及び寸法のもの 各 1 個	
	点火プラグ *3		――	1 個 *1	1 個	――	1 個 *1	1 個	
航海用具	汽笛及び号鐘		各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	・汽笛は全長 12m 未満不要 ・号鐘は全長 20m 未満不要
	音響信号器具		1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・号鐘又は汽笛を備えているものは不要 * 笛でも可(操船者に救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可)
	双眼鏡		――	――	1 個	1 個	1 個	1 個	* 沿岸は概ね 6 倍程度の倍率を推奨
	(沿岸小型船舶)		1 個 *	1 個 *	――				
	気圧計		――	――	1 個	――	――	1 個	――
	コンパス		――	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	* 自船の位置(1 秒を単位とする緯度経度)及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要
	(沿岸小型船舶)		1 個*	――	――				
	ラジオ		――	――	――	1 台	1 台	1 台	・中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶には不要[注 1][注 6]
	(沿岸小型船舶)		1 台	1 台	1 台				
	船用灯	マスト灯 *1 *2 *4 *6	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	*1、*2 全長 12m 未満のもので、漁船の備考－1 に掲げるものは*1 に、それ以外のものにあつては*2 に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい *3 夜間の航行が禁止されているものは不要 *4 全長 7 m 未満かつ速力 7 ノット以下のものは*1、*4 に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい *5 全長 12m 未満のものであつて、港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる *6 全長 20m 以上は第二種マスト灯以上 全長 12m 以上 20m 未満は第三種マスト灯以上 全長 12m 未満は第四種マスト灯以上 *7 全長 12m 以上は第二種舷灯以上 全長 12m 未満は第三種舷灯以上 全長 20m 以上は内側隔板を取り付ける *8 全長 20m 未満は第一種両色灯で可 全長 12m 未満は第二種両色灯で可 *9 航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する区域を除く)に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい ・漁船の備考－1 を参照のこと
		げん 舷灯又は両色灯 *4 *7 *8	1 対 (1 個) *3 *9	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	
		船尾灯 *2 *4	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	
		停泊灯	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	
		紅灯	2 個 *3 *5	2 個	2 個	2 個 *5	2 個	2 個	
		漁業灯	1 式 *3	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	
	漁業形象物		1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	・漁船の備考－1 を参照のこと
	黒色球形形象物		3 個 *1 *3	3 個 *2	3 個 *2	3 個 *1	3 個 *2	3 個 *2	*1 全長 12m 未満のものは次のものを除き不要 ①港域、航路等を頻繁に航行するものは 2 個 ②錨泊するもの(全長 7 m 未満のものにあつては狭い水道等で錨泊するものに限る)は 1 個とする *2 全長 12m 未満は 2 個でよい *3 湖川のみ(航洋船が航行する区域を除く)を航行する船舶は不要 ・全長 20m 以上のものは直径 600mm 以上
	黒色円すい形形象物		――	1 個	1 個	――	1 個	1 個	・帆を有しないものは不要
	国際信号旗		――	――	NC 旗	NC 旗	NC 旗	NC 旗	――
	シーアンカー		――	――	1 個	――	――	1 個	――
	海図		――	――	1 式	1 式	1 式	1 式	・有効な電子海図情報表示装置を備えるものは不要 * 適切な航海用参考図等を備えるものは不要[注 7] * 海上保安庁刊行の電子海図(ENC)を表示する小型船舶用衛星航法装置(GPS)を備える場合不要(ただし、検査機関が認めるものに限る)
	(沿岸小型船舶)		1 式 *	1 式 *	1 式				

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域	平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘 要
	漁ろうの間の航行区域(海里)	12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	
航海用具	航海用レーダー反射器 (レーダーリフレクタ)	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・湖川のみを航行する船舶は不要 ・適用の詳細は別表 1 によること
	HF デジタル選択呼出装置 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (DSC/DSCWR)	—	—	1 式 *	1 式	1 式	1 式 *	・A3 又は A4 水域を航行するもののみ必要 ・無線設備の義務づけがないもの又は無線電信等を免除されているものは不要 ・インマルサットを備えるものは不要 * 漁ろうの間のみに適用する場合であって、平成 7 年 1 月 31 日迄に建造され、又は建造に着手された船舶は「操業の安全確保の為に通信に関する申し合わせ事項」(「対象船舶一覧表」に当該漁船が記載されているもの)を船内に備える場合は不要[注 1]
一般設備	ドライバー	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	—
	レンチ	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	・モンレンチ 1 個でも可
	プライヤー	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	—
	プラグレンチ	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・ディーゼル機関は不要
その他	アンモニア防毒マスク	—	2 個以上	2 個以上	—	2 個以上	2 個以上	・アンモニア式冷却機の設備を有するものに限る
表示	最大搭載人員表示	必要	必要	必要	必要	必要	必要	・遊漁船などの不特定多数の人が乗船する場合「(旅客 人)」の表示の併記が必要 ・漁ろう時の定員の表示不要
	救命胴衣「格納・着用」表示	必要	必要	必要	必要	必要	必要	・可搬型小型船舶等で救命胴衣の格納場所がなく、容易に視認できる場所に積付けけるものは「格納場所」の表示省略可

- [注 1] 定期的検査以外の際に取替える場合は、機構の確認を受けることが必要
- [注 2] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF*を含む。）」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」、「携帯・自動車電話(漁ろう以外の間の航行区域がサービスエリア内のものに限る。）」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。
- [注 3] 機構の確認を受けることが必要
- [注 4] 有効な信号を発信できる設備とは、「EPIRB」、「持運び式双方向無線電話装置」、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF*を含む。）」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」をいう。
- [注 5] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF*を除く。）」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」及び「EPIRB」をいう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。）」を備える船舶は、1 個減ずることができる。
- [注 6] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz 無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF (5W 型国際 VHF*を除く。))」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」及び「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。))」の無線設備を備える船舶をいう。
- [注 7] 適切な航海用参考図等とは、(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内(S がイット(ダウンロード版)は当該 PDF ファイルを印刷したものに限る。))」、「航海用電子参考図(new pec) (印刷物は除く。))」、(株)マップル・オンが提供する「航海支援アプリ (new pec smart) (プレミアム会員登録されたもの・印刷物は除く。))」、ヤマハ中国(株)発行の「クルージングマップ」(絶版) 及び(株)マップルプロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。
- ※ 「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。) ただし、16ch (156.8MHz) (緊急通信用) 付き」のものを示す。

【法定備品の整備について】及び【その他の検査の準備について】は、1. 一般船 ((旅客定員が 1 2 名以下の船舶) (旅客船、小型漁船、小型帆船を除く)) 及び 4. 小型漁船を参照下さい。

【航海用レーダー反射器の適用について】(別表 1)

建造又は建造に着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から 平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 (※1)又は新基準 (※2)		新基準 (※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要しない	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➤ 特定の水域(※3)を航行しない場合 ➤ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合

- ※1 : 『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。
- ※2 : 『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連続しないことをいう。
- ※3 : 『特定の水域』とは、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域 (ただし、瀬戸内海にあっては、同法第 2 条に定める航路及び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項第 7 号に規定する水域であって、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域に限る。) をいう。

5. (2)小型兼用船(旅客船)

令和6年2月現在

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域	平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘 要
	漁ろうの間の航行区域(海里)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	
係船設備	係船索	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	2 本	――
	アンカー(いかり)	1 個 *1	1 個 *2	1 個	1 個 *1	1 個 *2	1 個	*1 漁ろう以外の間①湖川港内のみを航行水域とする船舶、②渡船などで栈橋から栈橋に着ける船舶及び③岸壁、栈橋に係留し錨泊の必要のない船舶は不要
	アンカーチェーン又は索	1 本 *1	1 本 *2	1 本	1 本 *1	1 本 *2	1 本	*2 *1 の船舶であって、漁ろうの間は定置網等操業区域が特定されておりかつその海域が近距離であって錨泊しないものは不要
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器	定員の 100% *1	定員の 100% *1	定員の 100%*2	定員の 100%	定員の 100%	定員の 100%*2	*1 平水区域の場合は定員の 50%、湖川港内 のみに限定されている場合は定員の 25% *2 救命いかだに限る
	(5 トン未満)	――	――	定員の 100%*2				
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数 *1 *3 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A TYPE B *4 TYPE C *4	定員と同数 *3 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり TYPE A のみ	*1 平水は小型船舶用救命クッションでもよい *2 平水は最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器であって定期的検査等で確認を受けたものを備える場合は不要 *3 平水は最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器がある場合 10%の小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用救命クッションでよい *4 不沈性及び浮力スイッチを有する船舶([注3])に限る ・「TYPE A」から「TYPE C」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの
	(5 トン未満)	定員と同数 *1 *2 搭載可能な胴衣の TYPE は上記と同じ	定員と同数 *2 搭載可能な胴衣の TYPE は上記と同じ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は上記と同じ				
	小型船舶用救命浮環	2 個 *1*2	2 個 *1*2	2 個	2 個 *1	2 個 *1	2 個	*1 小型船舶用救命浮輪でもよい *2 平水区域の場合は 1 個
	(5 トン未満)	1 個 *1	1 個 *1					
	小型船舶用信号紅炎	2 個 *1 *2 *3	2 個 *1 *4	――	――	――	――	*1 平水区域の船舶に限る *2 航行区域が川のみ限定されているものは不要 *3 有効な無線設備([注2])を備えるものは不要(沿岸区域を除く)[注1] *4 無線電話(最遠操業海域において陸上と交信できるもの又は、集団操業を行う小型漁船の場合は、漁業無線等有効な通信設備)を備えていれば不要(沿岸区域を除く)[注1] ・法第4条により備え付けられた無線設備との兼用は認められない
	(5 トン未満)	2 個 *2*3	2 個 *4					
	信号紅炎	1 個 *	1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	* 平水区域の船舶を除く ・小型船舶用信号紅炎による代替不可
	(5 トン未満)	――	――	――				
	小型船舶用自己点火灯	1 個 *	1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	* 平水区域の船舶を除く
	(5 トン未満)	――	――	1 個				
	小型船舶用自己発煙信号	1 個 *	1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	* 平水区域の船舶を除く
	(5 トン未満)	――	――	1 個				
	小型船舶用火せん	2 個 *1	2 個 *1	6 個	2 個	2 個	6 個	*1 平水区域の船舶を除く *2 沿岸区域の船舶に限る *3 有効な無線設備([注4])を備える船舶は不要[注1]
	(5 トン未満)	2 個 *2*3	2 個 *2*3	6 個				
	発煙浮信号	1 個 *	1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	* 平水区域の船舶を除く
	(5 トン未満)	――	――	――				
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(EPIRB)	――	――	1 個	1 個 *	1 個 *	1 個	
	(5 トン未満)	――	――	1 個				
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー(SART)又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)	――	――	1 個	1 個 *	1 個 *	1 個	* 長さ 12m 未満は不要
	(5 トン未満)	――	――	1 個				
	持運び式双方向無線電話装置	――	――	――	1 個	1 個	1 個	・国際航海するものに限る ・長さ 12m 未満は不要

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域		平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘要
	漁ろうの間の航行区域(海里)		12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第 1 種漁船)	100 超え (第 2 種漁船)	
無線設備	無線電信又無線電話		1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・詳細は別表参照のこと
消防設備	小型船舶用消火器又は小型船舶用液体消火器		3個(2個) *1 2個(1個) *2	3個(2個) *1 2個(1個) *2	4 個	4 個 (3 個)	4 個 (3 個)	4 個	・()内は船外機船又は無動力船の場合 ・無人の機関室には船舶用自動拡散型消火器を機関室の容積相当数備えること(この場合小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器 1 個のみ減じてよい) *1 限定沿海及び沿岸の場合 *2 平水の場合(*3) *3 消防用手おけ又はバケツ(次欄のものを除く)を備えているものは 1 個減じてよい
	(5 トン未満) *3		3個(2個) *1 2個(1個) *2	3個(2個) *1 2個(1個) *2	4 個				
	赤バケツ		1 個	1 個	1 個				
	(5 トン未満)		1 個	1 個	1 個	2 個	2 個	2 個	――
	予備消火剤		――	――	2 個分	――	――	2 個分	・規定数以上の消火器に充てんされている消火剤でもよい
排水設備	ビルジポンプ 動力又は手動		1 台 *1	1 台 *1	1 台	1 台	1 台	各 1 台	*1 平水区域を航行する船舶の場合は、次欄のバケツ及びあかくみ各 1 個として差し支えない *2 次欄のバケツ及びあかくみ各 1 個として差し支えない
	(5 トン未満)		1 台 *2	1 台 *2	1 台				
	バケツ及びあかくみ		各 1 個	各 1 個	各 1 個	――	――	――	・ビルジポンプを有する場合は不要 ・船外機船及び湖川港内のみを航行する船舶の場合は、バケツ 1 個でよい
機関設備	噴射弁		――	――	1 個	――	――	1 個	・同型の機関が 2 基以上の場合は不要 *1 漁業無線等有効な通信設備を有するものは不要[注 1] *2 噴射管が付かない構造の物は不要 *3 火花点火機関に限る
	噴射ポンプの動作部品 (プランジヤ、弁、バネ等)		――	――	1 噴射 ポンプ分	――	――	1 噴射 ポンプ分	
	噴射管及び接合金具 *2		――	各種形状及び寸法のもの 各 1 個 *1	各種形状及び寸法のもの 各 1 個	――	各種形状及び寸法のもの 各 1 個 *1	各種形状及び寸法のもの 各 1 個	
	点火プラグ *3		――	1 個 *1	1 個	――	1 個 *1	1 個	
航海用具	汽笛及び号鐘		各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	各 1 個	・汽笛は全長 12m 未満不要 ・号鐘は全長 20m 未満不要
	音響信号器具		1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・号鐘又は汽笛を備えているものは不要 * 笛でも可(操船者、救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可)
	双眼鏡		1 個 *	1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	* 沿岸に限る(概ね 6 倍程度の倍率を推奨)
	気圧計		――	――	1 個	――	――	1 個	――
	コンパス		1 個 *	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	* 自船の位置(1 秒を単位とする経度緯度)及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要 * 沿岸区域に限る
	ラジオ		1 台 *	1 台 *	1 台 *	1 台	1 台	1 台	・中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備([注 5])を有する船舶には不要[注 1] * 沿岸区域に限る
	船用灯	マスト灯 *1 *2 *4 *6	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	*1、*2 全長 12m 未満のもので、漁船の備考－1 に掲げるものは*1 に、それ以外のものにあつては*2 に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい
		舷灯又は両色灯 *4 *7 *8	1 対 (1 個) *3 *9	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	1 対 (1 個)	*3 夜間の航行が禁止されているものは不要 *4 全長 7 m 未満かつ速力 7 ノット以下のものは *1、*4 に代えて第二種白灯以上(停泊灯と兼用可) 1 個でよい
		船尾灯 *2 *4	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	*5 全長 12m 未満のものであつて、港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる *6 全長 20m 以上は第二種マスト灯以上 全長 12m 以上 20m 未満は第三種マスト灯以上 全長 12m 未満は第四種マスト灯以上
		停泊灯	1 個 *3 *9	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	*7 全長 12m 以上は第二種舷灯以上 全長 12m 未満は第三種舷灯以上
		紅灯	2 個 *3 *5	2 個	2 個	2 個 *5	2 個	2 個	全長 20m 以上は内側隔板を取り付ける *8 全長 20m 未満は第一種両色灯で可 全長 12m 未満は第二種両色灯で可
		漁業灯	1 式 *3	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	*9 航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する区域を除く)に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい ・漁船の備考－1 を参照のこと

航行区域	漁ろう以外の間の航行区域	平水、限定沿海及び沿岸区域			沿海区域			摘 要
	漁ろうの間の航行区域(海里)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	12 以下	12 超え 100 以下 (第1種漁船)	100 超え (第2種漁船)	
航海用具	漁業形象物	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式	・漁船の備考－1 を参照のこと
	黒色球形形象物	3 個 *1 *3	3 個 *2	3 個 *2	3 個 *1	3 個 *2	3 個 *2	*1 全長 12m未満のものは次のものを除き不要 ①港域、航路等を頻繁に航行するものは2個 ②錨泊するもの(全長 7 m未満のものにあつては狭い水道等で錨泊するものに限る)は1 個とする *2 全長 12m未満は2 個でよい *3 湖川のみ(航洋船が航行する区域を除く)を航行する船舶は不要 ・全長 20m 以上のものは直径 600mm 以上
	黒色円すい形形象物	――	1 個	1 個	――	1 個	1 個	・帆を有しないものは不要
	国際信号旗	――	――	NC 旗	NC 旗	NC 旗	NC 旗	――
	シーアンカー	――	――	1 個	――	――	1 個	――
	海図	1 式 *	1 式 *	1 式	1 式	1 式	1 式	・有効な電子海図情報表示装置を備えるものは不要 * 沿岸区域に限る * 適切な航海用参考図等を備えるものは不要[注6] * 海上保安庁刊行の電子海図(ENC)を表示する小型船舶用衛星航法装置(GPS)を備える場合不要(ただし、検査機関が認めるものに限る)
	航海用レーダー反射器 (レーダーリフレクタ)	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・湖川のみを航行する船舶は不要 ・適用の詳細は別表 1 によること
一般設備	HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (DSC/DSCWR)	――	――	1 式 *	1 式	1 式	1 式 *	・A3 又は A4 水域を航行するもののみ必要 ・無線設備の義務づけがないもの又は無線電信等を免除されているものは不要 ・インマルサットを備えるものは不要 * 漁ろうの間のみに適用となる場合であつて、平成 7 年 1 月 31 日迄に建造され、又は建造に着手された船舶は「操業の安全確保の為の通信に関する申し合わせ事項」(「対象船舶一覧表」に当該漁船が記載されているもの)を船内に備える場合は不要[注1]
	ドライバー	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	――
	レンチ	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組	・モンキレンチ 1 個でも可
	プライヤー	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	――
その他	プラグレンチ	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	・ディーゼル機関は不要
	アンモニア防毒マスク	――	2 個以上	2 個以上	――	2 個以上	2 個以上	・アンモニア式冷却機の設備を有するものに限る
表示	最大搭載人員表示	必要	必要	必要	必要	必要	必要	・旅客搭載場所ごとの人数及び質量の表示「定員 人 (kg)」、最大搭載人員表示に「(旅客 人)」の表示の併記が必要 ・漁ろう時の定員の表示不要
	救命胴衣「格納・着用」表示	必要	必要	必要	必要	必要	必要	――

[注 1] 定期的検査以外の際に取替える場合は、機構の確認を受けることが必要

[注 2] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を含む。)」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」、「携帯・自動車電話(航行区域がサビエリア内のものに限る)」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。

[注 3] 機構の確認を受けることが必要

[注 4] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。)」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット FB」、「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」及び「EPIRB」をいう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。)」を備える船舶は、1 個減ずることができる。

[注 5] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz 無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF (5W 型国際 VHF※を除く。))」、「ワイドスターマリン等(自動追尾機能要)」及び「インマルサット FB」及び「イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。)」の無線設備を備える船舶をいう。

[注 6] 適切な航海用参考図等とは、(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内(S ガイド(ダウンロード版)は当該 PDF ファイルを印刷したものに限る)」、「航海用電子参考図(new pec) (印刷物は除く)」、(株)マップル・オンが提供する「航海支援アプリ (new pec smart) (プレミアム会員登録されたもの・印刷物は除く)」、ヤマハ中国株発行の「クルージングマップ」(絶版) 及び(株)マッププロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。

※ 「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。) ただし、16ch (156.8MHz) (緊急通信用) 付き」のものを示す。

【法定備品の整備について】及び【その他の検査の準備について】は、2.旅客船（旅客船定員が12人を超える船舶）及び4.小型漁船を参照下さい。

【航海用レーダー反射器の適用について】（別表1）

建造又は建造に着手された年月日	平成6年11月3日まで	平成6年11月4日から平成14年6月30日まで	平成14年7月1日から平成22年9月30日まで	平成22年10月1日以降
技術基準		旧基準（※1）又は新基準（※2）		新基準（※2）
備付け基準	同反射器の備付けは要しない	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➤ 特定の水域（※3）を航行しない場合 ➤ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合	次のいずれかの場合は、同反射器の備付けを要しない ➤ 航海灯の備付けを要しない場合 ➤ 湖川のみを航行する場合

- ※1：『旧基準』とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上のことをいう。
- ※2：『新基準』とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。
- ※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第1条第2項に規定する同法を適用する海域（ただし、瀬戸内海にあっては、同法第2条に定める航路及び船舶安全法施行規則第1条第6項第7号に規定する水域であって、海上交通安全法第1条第2項に規定する同法を適用する海域に限る。）をいう。

6. 特殊小型船舶（水上オートバイ・推進機関付サーフライダー） 令和6年2月現在

備品の名称	数 量	備 考
係船索（ロープ）	1本	・係船するための適当なもの ・推進機関付サーフライダーは不要
小型船舶用救命胴衣（TYPE A～F） 又は 小型船舶用浮力補助具（TYPE G）	定員と同数 搭載可能な胴衣のTYPEは次のとおり ・TYPE A ・TYPE B ・TYPE C *1 ・TYPE D ・TYPE E ・TYPE F *1 ・TYPE G *1	*1 特殊小型船舶に笛等の音響信号器具の備え付けを要する ・「TYPE A」から「TYPE G」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE D…色の要件が省略されたもの TYPE E…色及び反射材の要件が省略されたもの TYPE F…色、笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE G…TYPE Fの浮力がやや少なく着やすくなっているもの
小型船舶用信号紅炎	1セット（2個入り）	・航行区域が川のみに限定されているものは不要 ・携帯電話（航行区域がサービスエリア内、防水機能等の条件有）等の有効な無線設備を備えるものは不要
最大搭載人員表示	1枚	・最大搭載人員の数字は5cm以上の大きさのもの

7. 参考

①同等効力の規定に適合するものと認める備品について（大型船用の設備を小型船用として認める備品）

小型船舶安全規則第3条の規定により同等以上の効力を有すると認めるものは、下表左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲げるもの

小型船舶用膨脹式救命いかだ	膨脹式救命いかだ (救命設備規則第21条) (ただし、質量が90kgを超えるものであって46.1(b)の規定を満足する機械的進水装置に積み付けるもの及び質量90kg以下のものに限る。)
小型船舶用救命浮器	救命浮器(救命設備規則第26条) (ただし、質量が90kgを超えるものであって49.1(b)の規定を満足する機械的進水装置に積み付けるもの及び質量90kg以下のものに限る。)
小型船舶用救命浮環	救命浮環(救命設備規則第28条)
小型船舶用救命胴衣	救命胴衣(救命設備規則第29条) (ただし、膨脹式のものに限る。)
小型船舶用自己点火灯	自己点火灯(救命設備規則第31条)
小型船舶用自己発煙信号	自己発煙信号 (救命設備規則第32条)
小型船舶用火せん	落下さん付信号 (救命設備規則第33条)

小型船舶用信号紅炎	信号紅炎(救命設備規則第35条)
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (救命設備規則第39条)
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	レーダー・トランスポンダー (救命設備規則第40条)
小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	搜索救助用位置指示送信装置 (救命設備規則第40条の2)
小型船舶用液体消火器	持ち運び式又は簡易式液体消火器(自動拡散型のものを除く) (船舶の消防設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第516号)第20条)
小型船舶用粉末消火器	持ち運び式又は簡易式粉末消火器(自動拡散型のものを除く) (船舶の消防設備の基準を定める告示第23条)

②所定の要件を満足する小型船舶に搭載できる小型船舶用救命胴衣等について

小型船舶用救命胴衣等の要件 小型船舶の種類又は条件				色 の 制 限 の 免 除	再 帰 反 射 材 の 取 付 け の 免 除	笛 の 取 付 け の 免 除	必 要 最 低 浮 力	左 記 要 件 に 対 応 す る 胴 衣 の T Y P E
① 特殊小型船舶 (水上オートバイ・推進機関付サーフライダー)				○	○	○ [注 1]	7.5kg 又 5.85kg	TYPE A TYPE B TYPE C [注 1] TYPE D TYPE E TYPE F [注 1] TYPE G [注 1]
② 漁船				—	—	—	7.5kg	TYPE A
③ 小型兼用船	旅客船	漁ろう時の水域が12海里超え		—	—	—	7.5kg	TYPE A
		漁ろう時の水域が12海里以内		—	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2]
	旅客船以外	漁ろう時の水域が12海里超え		—	—	—	7.5kg	TYPE A
		漁ろう時の水域が12海里以内	漁ろう時以外の航行区域が沿岸及び限定沿海区域	○	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2] TYPE D TYPE E [注 2] TYPE F [注 2]
			漁ろう時以外の航行区域が平水区域	○	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg 又 5.85kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2] TYPE D TYPE E [注 2] TYPE F [注 2] TYPE G [注 2]
		④ 旅客船	航行区域が沿海区域以遠			—	—	—
航行区域が沿岸、限定沿海又は平水区域			—	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2]	
⑤ ①から④ 以外の船舶	航行区域が沿海区域以遠			—	—	—	7.5kg	TYPE A
	航行区域が沿岸及び限定沿海区域			○	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2] TYPE D TYPE E [注 2] TYPE F [注 2]
	航行区域が平水区域			○	○ [注 2]	○ [注 2]	7.5kg 又 5.85kg	TYPE A TYPE B [注 2] TYPE C [注 2] TYPE D TYPE E [注 2] TYPE F [注 2] TYPE G [注 2]

[注1]特殊小型船舶側に笛等の音響信号器具の備え付けを要する。

[注2]不沈性※及びキルスイッチを有する船舶（機構の確認を受けたもの）に限る。

※ 不沈性を有する船舶には膨脹式ボート特殊基準に適合した船舶を含む。

※